（届出事項等） **第二百二十四条**　（略） 2・3　（略） 4　第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一・二　（略） 三　準用金融商品取引法第三十八条第二号から第六号まで又は第九号の規定に違反する行為 四～六　（略） 5・6　（略）	（届出事項等） **第二百二十四条**　（略） 2・3　（略） 4　第一項第二十二号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。 一・二　（略） 三　準用金融商品取引法第三十八条第二号から第六号まで又は第八号の規定に違反する行為 四～六　（略） 5・6　（略）

附　則

この省令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。